

(1) **運輸・民間航空省** イギリス政府は最初運輸事業に対する独立の省をもたず商務院をしてこれが監督に当らせていたが、1919年運輸省設置法の制定によって運輸省を設置して鉄道その他陸上交通の監督行政をもっぱら管掌させた。その後第2次世界大戦中の1941・5当時の海運省と運輸省を統合して戦時運輸省を設置し、陸上および海上運輸の総合調整をはかったが、戦後1946・4海運行政の事務をそのまま存置して運輸省に還元した。ついで1953・10民間航空省を廃止し、その行政事務をすべて運輸省に吸収して運輸・民間航空省と改称した。

現在運輸・民間航空省は陸海空にわたるすべての運輸の総合的監督行政をつかさどる機関であって、運輸・民間航空大臣の下に政務次官と事務次官が配され、その下に制度・総務、経済・統計・情報、鉄道・運賃料金、財務・会計、道路安全・運輸・車両規正、道路運送・国際内陸運送、海運、船舶・港湾経営・計画、海運政策、船舶登録、道路管理、道路技術、航空運輸・民間航空国際関係、民間航空安全、民間航空地上施設、空港、民間航空運送の各部が設けられ、それぞれ事務を分掌している。

運輸・民間航空大臣の鉄道に対する行政監督は直接に行われるものではなく運輸委員会を通じて行われるものである。しかも運輸委員会には1947年運輸法によって比較的広範な自主権が認められており、運輸・民間航空大臣の運輸委員会に対する権限はその限度において制限されたものである。すなわち大臣は運輸委員会の委員を任命するほか相当額の支出を伴う組織変更計画、訓練・教育・研究の事務、鉄道、港湾、内陸水路の取得、事業の廃止、債券の発行、借入金などについて運輸委員会に承認を与える権限をもっているが、日常の業務についてはすべて運輸委員会にまかせている。しかし大臣は国家の利害に影響を与えると認められる重要な問題については何ごとによらず運輸委員会に命令を与えることができる。大臣はまた運輸委員会より毎年提出される業務の実績と会計に関する報告書を議会に提出し、運輸諮問委員会より提出される報告書を議会に提出する義務を負っている。

(2) **イギリス運輸委員会** 1947年運輸法によって設置された機関で、公共企業体であり、それ自ら独立の権限と責任を有し、法律による裁判所に提訴または提訴の相手方となることができ、公租公課を免ぜられることがない。

運輸委員会委員の定員は1947年運輸法では委員長を含め9名であったが、1953年運輸法で15名に増員された。委員は運輸、工業、商業、金融の各業界においてまたは行政あるいは労働団体において経験を有する者のうちから運輸・民間航空大臣によって任命されるが、現に下院議員である者、または金融上その他において運輸業務と利害関係を有する者は資格に欠くのである。

運輸委員会の任務はイギリス本国において貨客輸送のため経済的かつ適当に統合された国内輸送施設および港湾施設を確保し、良いサービスを提供することである。この目的のため輸送をもっとも能率的で公衆にとって便宜となるよう諸施設を拡張・改善することその任務である。

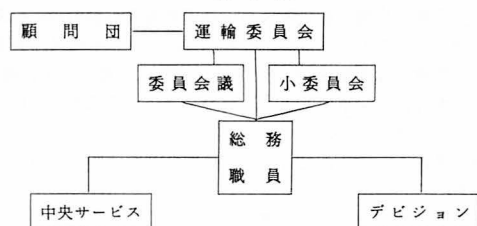
運輸委員会は各種の運輸企業を含め単一の独立採算のとれる企業体として運営することを要し、必要な費用は全体の収入をもってまかない、収支の均衡を保たなければならない。しかし収入の均衡は1年かぎりの計画とせず、損失または利益を順次繰越して長期にわたる平均をもって均衡を得ればよいのである。

運輸委員会は本部組織として委員会議 (Committees of the Commission)、小委員会 (Sub-Committees of the Commission)、顧問団 (Advisory Bodies to the Commission)、中央サービス

(Central Services)、総務職員 (General Staff of the Commission)、デビジョン (B. T. C. Division) をもっている。委員会議には財務、制度・職員、技術発展・研究、工事・施設、財産、用品の各委員会があり、いずれも2名以上の運輸委員会委員をもって構成され、それぞれ運輸委員会の活動に関する諸問題を処理する。小委員会は運輸委員会委員の少数のグループであって鉄道、道路運送、道路旅客、ロンドン運輸、船舶、ドック、内陸水路、ホテル・食堂、その他活動の9小委員会がある。その部門の活動についてとくに運輸委員会を援助するものである。顧問団は調査審議会 (Research Advisory Council)、運輸合同諮問会議 (British Transport Joint Consultative Council) から成る。前者は主として部外の科学者から構成され、技術の応用および発展について運輸委員会に勧告する。後者は運輸委員会委員と労働組合の代表者から構成され、内陸運輸に関する一般の事項について情報を交換し意見を述べるため年4回定期的に開催されるものである。中央サービスは運輸委員会の各機関に対してとくに資料を提供するのを任務とする。総務職員は運輸委員会本部の一般庶務をつかさどるもので、各部との連絡調整に当るのがその任務である。デビジョンはイギリス鉄道、イギリス道路サービス、道路旅客サービス、イギリス運輸ドック、イギリス運輸水路、イギリス運輸ホテル・食堂の6デビジョンがあり、それぞれの部門の業務に関し運輸委員会の政策を実施するのがその任務である。

イギリス運輸委員会本部組織は第1表のとおりである。

第1表



(3) **地区委員会** 1947年運輸法によって設けられた鉄道経営委員会が、1953年運輸法によって廃止され、それにかわる機関として1955・1設置されたものである。鉄道管区と所管区域を同じくして西部地区委員会、南部地区委員会、北東地区委員会、東部地区委員会、ロンドン・ミッドランド地区委員会、スコッチッシュ地区委員会の6委員会が設けられた。

地区委員会の委員は委員長を含め3名ないし7名とし、うち1名は運輸委員会委員をもって充て、他の委員は当該地区の事情に精通している者のうちから運輸・民間航空大臣の同意を得て運輸委員会によって任命される。このように多数の地区委員会が設けられたのは地方分権化を企図した1953年運輸法の精神が尊重されたためであり、委員の1名が運輸委員会委員をもって充てられているのは中央との連繫 (れんけい) が保持されるよう考慮されたためである。

地区委員会は運輸委員会より、その地区内の鉄道の管理、サービスと施設の改善、節約の増進、鉄道利用者と接触の保持、従業員の安全・健康・福祉の増進をはかる任務が委任されている。しかし地区委員会はこれらの任務に関したただ大綱を握して、その地区内の政策の決定と監督を行うに止まり、日常の事務については管区の長である総支配人 (General Manager) に委任している。

(4) **鉄道管区** 鉄道の国有化に当たって当時の鉄道経営委員会は全国の鉄道を6地区に分って地方機関たる管区 (Region) を